

学校感染症による出席停止について

学校や集団生活の場で特に予防しなければならない感染症（学校感染症）については学校保健安全法第19条の規定によって、出席停止の措置をとることができます。出席停止の期間は感染症の種類によって基準が定められています。医師の指示に従い登校の許可が出るまでは十分に休養してください。

	対 象 疾 病
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるもの)，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，鳥インフルエンザ（インフルエンザ A ウィルス H5N1 型）
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)，百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風しん，水痘，咽頭結膜熱，結核，髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症（溶連菌感染症，手足口病，マイコプラズマ感染症，感染性胃腸炎など）

- ㊦ 「その他の感染症」は学校では通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急に措置をとることができるものです。感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生、流行の態様等を考慮して判断するため必ず出席停止の措置を行うべきものではありません

出席停止の手続きについて

- ①学校感染症（疑いを含む）の診断を受けたら、原則として保護者から速やかに学校（チューター）に連絡をしてください。
- ②医師から感染の恐れがなくなり、登校を許可されたら「学校感染症治癒通知書」に証明を受けて学校（チューター）に提出してください。
※「学校感染症等治癒通知書」は、有料になる場合もありますのでご了承ください。

「学校感染症治癒通知書」の入手方法

- ①家庭でインターネットの使用が可能な場合は広島みらい創生高校のHPから様式をダウンロードする。
- ②保健室から受け取る（FAXなど）
- ③同様の内容であれば医療機関のものでもかまいません。

学校感染症治癒通知書

広島市立広島みらい創生高等学校長 様

年 組 氏 名

病 名

上記の理由で加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりました。

療養期間 月 日 ～ 月 日 まで

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印